

証券コード1789
2023年12月11日
(電子提供措置の開始日2023年12月4日)

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号
株式会社ETSホールディングス
取締役社長 加藤 慎 章

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ets-holdings.co.jp/ir-top>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

書面又はインターネットにより議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年12月25日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月26日（火曜日）午前10時【受付午前9時30分 開始】
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室
(末尾記載の[株主総会会場ご案内図]をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第108期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
- ~~~~~

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2023年12月25日(月曜日)
午後5時45分到着分まで

インターネットによる議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください▶

議決権行使期限

2023年12月25日(月曜日)
午後5時45分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年12月26日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点は、株主名簿管理人である
三井住友信託銀行株式会社まで
お問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電話番号 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時~午後9時)
- (2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先
電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く))

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

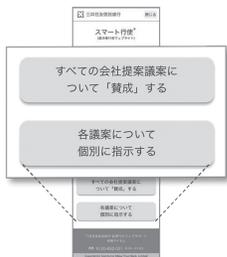
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

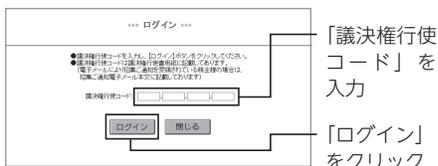
① ご注意

- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・インターネット等のご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

☑ IRアンケートのご案内

日頃より弊社の業務にご理解とご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。
この度、より一層良い情報を届けるためにIRに関するアンケートを作成いたしました。
3分程度で回答できますので是非、ご意見をお聞かせください。

アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で10名に「QUOカード（1000円分）」をプレゼントいたします。



下記のURLにアクセス

<https://forms.office.com/r/imbjSVfZ5b>



スマートフォンから

カメラ機能で、
二次元コード読み取り



-
- アンケート実施期間（2023年12月4日から2024年1月31日まで）
 - 問い合わせ先：ir@ets-holdings.co.jp

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力及び財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案のうえ、業績及び経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては1株当たり5円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
：金銭といたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
：当社普通株式1株につき金5円
配当総額 31,844,620円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
：2023年12月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	カトウ ノリアキ 加藤 慎章 (1974年6月14日生) 《再任候補者》	2000年4月 中部電力株式会社 入社 2007年8月 日本G E株式会社 入社 2015年1月 同 ディレクター 2016年2月 ソネディックス・ジャパン株式会社 入社 2017年5月 同 ヴァイスプレジデント 2018年8月 GCLニューエナジー・ジャパン株式会社 入社 CEO (首席代表) 2020年9月 当社入社 営業本部長 兼 企画室長 2020年12月 代表取締役社長 (現任) 2021年9月 株式会社岩井工業所 代表取締役 (現任) 2021年12月 ユウキ産業株式会社 代表取締役 (現任) 2022年6月 中央電気建設株式会社 代表取締役 (現任) 2022年6月 株式会社友友社 代表取締役 (現任)	4,200株
<p>■取締役候補者とした理由 加藤 慎章氏は、電力会社や再生可能エネルギー事業運営会社等での豊富な経験を背景に、2020年12月より当社代表取締役として、事業拡大、業務改革等に手腕を発揮し、着実な成果を上げております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	サカキハラ ノリアキ 榊原 範昭 (1955年8月17日生) 《再任候補者》	1978年 4月 当社入社 外線部 工事課 1981年 4月 大阪支社(現 関西事業部) 外線課 1991年 4月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 電力課副長 1999年 11月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 工事課長 2010年 4月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 副支社長兼工事課長 2011年 4月 仙台支社 (現 東北支社) 副支社長 2012年 12月 執行役員 仙台支社長 2016年 12月 取締役仙台送電事業部長 2017年 12月 取締役東北送電事業本部長 2019年 12月 取締役電力インフラ事業本部長兼東北送電事業本部長 2021年 9月 株式会社岩井工業所 取締役 (現任) 2021年 12月 常務取締役工事総括担当 2022年 6月 中央電気建設株式会社 取締役 (現任) 2022年 6月 株式会社電友社 取締役 (現任) 2022年 12月 常務取締役工事統括担当 兼 インフラ・ソリューション事業本部長 (現任)	4,800株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>榊原 範昭氏は、当社において入社以来、長年にわたり送電事業の業務に従事し、豊富な知識、経験を有しております。また、2016年からは当社取締役として、経営に携わっており、主に工事部門の業務効率化、及び現場の安全意識の醸成に手腕を発揮してまいりました。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			
3	フササカ ナオ 白 下 直 (1977年10月8日生) 《再任候補者》	2005年 3月 株式会社ホップス 入社 2007年 3月 アムス・インターナショナル株式会社 入社 2018年 8月 同 取締役 総務人事部担当 2021年 9月 当社入社 総務部長 2021年 12月 取締役総務人事部長 2022年 12月 取締役経営管理部長 (現任)	200株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>白下 直氏は、特定社会保険労務士として、人事・労務管理部門での豊富な知識と経験を背景に、2021年12月より当社取締役として主に経営管理部門でのマネジメントにおいて実績を重ねており、当社の成長戦略を推進するうえで、適切な役割を果たしております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			
4	ウエズ ユウジ 上江洲 剛 (1980年6月20日生) 《再任候補者》	2003年 4月 アムス・インターナショナル株式会社 入社 2010年 11月 アムス・エステート株式会社 出向 2017年 11月 アムス・インターナショナル株式会社 賃貸事業部長 2018年 8月 同 取締役 賃貸管理事業部担当 2021年 12月 当社取締役DX推進部長 兼 チーフ・カイゼン・オフィサー (現任) 2022年 8月 アムス・インターナショナル株式会社代表取締役 (現任)	1株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>上江洲 剛氏は、長年にわたり賃貸管理会社において経営に携わっている経験と豊富な見識を背景に、2021年12月より当社取締役として主に業務DX化、業務改善の推進に手腕を発揮し、当社の業務効率の向上、労働生産性の向上を担っております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
5	フカサ マサユキ 若狭正幸 (1955年8月17日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1978年 4月 大蔵省(現財務省)入省 1983年 7月 日田税務署長 1994年 7月 東海財務局理財部長 1998年 7月 関税局管理課長 2001年 7月 理財局国有財産企画課長 2004年 7月 札幌国税局長 2005年 7月 仙台国税局長 2006年 7月 関東信越国税局長 2008年 7月 大阪国税局長 2009年 8月 独立行政法人国立印刷局理事 2017年 10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 2019年 6月 株式会社NTTカードソリューション監査役 2021年 12月 当社社外取締役(現任)	— 株
	<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>若狭正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、財務省に長年の間奉職された豊富な経験と識見に基づき、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。</p> <p>上記の豊富な経験と見識から、当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただき、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。</p> <p>また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。</p>		
6	フロカワ ヒロム 黒川弘務 (1957年2月8日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1983年 12月 検事任官 東京地方検察庁 2001年 12月 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 2005年 1月 法務省刑事局総務課長 2006年 7月 法務省大臣官房秘書課長 2008年 1月 法務省大臣官房審議官 2010年 8月 松山地方検察庁検事正 2011年 8月 法務省大臣官房長 2016年 9月 法務省法務事務次官 2019年 1月 東京高等検察庁検事長 2021年 12月 当社社外取締役(現任) 2022年 9月 株式会社ブートコミュニケーション社外取締役(現任) 2023年 1月 三和不動産株式会社社外取締役(現任) 2023年 1月 フェニックス株式会社社外取締役(現任)	— 株
	<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>黒川弘務氏を社外取締役候補者とした理由は、検察庁、法務省に長年の間奉職し、豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。</p> <p>上記の豊富な経験と見識から、当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただき、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。</p> <p>同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり検察庁、法務省で務められた経験を持ち、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。</p> <p>また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適合しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者若狭 正幸氏、黒川 弘務氏の2名は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者若狭 正幸氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役候補者黒川 弘務氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、若狭 正幸氏、黒川 弘務氏の2名と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。当社は、本議案において両氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、若狭 正幸氏及び黒川 弘務氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役吉野 寛記氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
ヨシノ ヒロノリ 吉野 寛記 (1982年1月29日生) 《再任候補者》	2007年 9月 アムス・エステート株式会社 (アムスグループ) 入社 2016年 6月 アムス・インターナショナル株式会社へ転籍 2019年12月 当社監査役 2020年12月 当社常勤監査役 (現任) 2022年 8月 アムス・インターナショナル株式会社監査役 (現任)	一 株
<p>■監査役候補者とした理由</p> <p>吉野 寛記氏を監査役候補者とした理由は、不動産業界での業務執行、法務業務に携わった経験を活かして、2019年より当社の監査役として、当社の経営、業務に対し適切な監査をしていたことから、引き続き監査役として適任と判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 吉野 寛記氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、吉野 寛記氏と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。当社は、本議案において吉野 寛記氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人グラヴィタスは、本定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに清陽監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が清陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査体制と監査費用を含め、首都圏に基盤を持つ新たな会計監査人の選定を視野に入れ総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、監査報酬が当社の事業規模に適していると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年9月30日現在)

名 称	清陽監査法人		
事務所	東京都港区西新橋1丁目22番10号 西新橋アネックスビル2F		
沿 革	2011年2月 設立 2016年7月 九段監査法人と合併 2018年12月 英国に本部を置くBaker Tilly International に 加盟		
概 要	構成人数	社員 (公認会計士) 職員 (公認会計士) (公認会計士試験合格者等) (その他)	18名 52名 2名 9名 合計 81名 監査関与法人数 81法人

以上

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行したことにより、徐々に経済活動が正常化し、景気は回復傾向にあるものの、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、イスラエル・パレスチナ情勢等により、不透明感が増す中、原材料の高騰や円安で大幅な物価上昇となるなど、引き続き注視が必要となっております。

当社が属する建設業界におきましては、国土強靱化計画等により、公共投資が堅調に推移しており、さらには民間設備投資にも持ち直しの動きが見られる一方で、現場を支える職人の高齢化や慢性的な人材不足、原材料費の高騰など、企業収益に影響を及ぼす問題があり、厳しい経営環境が続いております。

エネルギー業界においては、世界的な地球温暖化防止に向けた取り組みとして、太陽光発電、風力発電等、再生可能エネルギーの更なる普及、蓄電池システムの活用など多くの課題が残っております。

このような状況の中、当社グループは、前期までのM&Aによる事業のロールアップ戦略を一旦落ち着かせ、主幹の電力事業への資本集中を図るとともに、事業の効率化に努めてまいりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【電気工事業】

(送電事業部門)

記録的な暑さが続いた状況下において、電力の安定供給を下支えする「エッセンシャルワーカー」の集団として、電力送配電各社のご指導の下、電力安定供給に貢献できるよう努めてまいりました。この結果、広域連系整備計画の送電工事本格稼働とレベニューキャップ制度である託送料金制度の本格開始も相まって、送電事業グループ全体として受注高は89億4千8百万円となりました。売上高は、グループ全体稼働工事の堅調な現場出来高推移により43億2千6百万円となりました。

(設備事業部門)

設備事業においては、特別高圧変電所工事の受注に注力した結果、10億7千2百万円の大型工事を受注でき、受注高は25億3千万円となりました。

売上高は大型工事案件が順調に推移した結果、26億2千6百万円となりました。

【建物管理・清掃業】
(建物管理・清掃事業部門)

建物管理・清掃業においては、連結子会社による堅調な売上の推移、建物修繕案件の取り込みがあり、当連結会計年度の売上高は10億9千2百万円となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は大幅に増加し、114億7千9百万円（前連結会計年度比144.3%増）、売上高は80億7千4百万円（前連結会計年度比20.7%増）となりました。

また、利益については、営業利益2億8千1百万円（前連結会計年度比5.6%増）、経常利益3億1千2百万円（前連結会計年度比18.7%増）となりました。

しかしながら、訴訟費用7千3百万円、投資有価証券評価損として7千3百万円、及び子会社整理損として1千5百万円を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は7千6百万円（前連結会計年度比64.3%減）となりました。

企業集団の受注高並びに売上高 (単位：百万円)

区 分	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高
電 気 工 事 業	11,479	6,952
建 物 管 理 ・ 清 掃 業	—	1,092
売 電 事 業	—	28
合 計	11,479	8,074

(注) 1. 当社グループでは、電気工事業以外は受注生産を行っておりません。
 2. 事業区分間の取引については、相殺消去しております。

当社の受注高並びに売上高 (単位：百万円)

区 分		前 事 業 年 度 繰 越 高	当 事 業 年 度 受 注 高	当 事 業 年 度 売 上 高	次 事 業 年 度 繰 越 高
電 気 工 事 業	送電事業部門	2,026	7,909	3,210	6,725
	設備事業部門	2,244	2,530	2,626	2,148
売 電 事 業		—	—	28	—
合 計		4,271	10,439	5,865	8,874

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、今後の成長戦略に向けた必要資金を用途として、長期借入金1億3千万円及び社債5億円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 105 期 (2020年 9月期)	第 106 期 (2021年 9月期)	第 107 期 (2022年 9月期)	第 108 期 (当連結会計年度) (2023年 9月期)
売 上 高	5,700	4,900	6,688	8,074
経 常 利 益	156	259	263	312
親会社株主に帰属する当期純利益	151	175	212	76
1 株当たり当期純利益	23.83円	27.50円	33.40円	11.94円
総 資 産	4,487	5,063	6,569	6,673
純 資 産	2,348	2,492	2,670	2,704

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第107期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第107期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 105 期 (2020年 9月期)	第 106 期 (2021年 9月期)	第 107 期 (2022年 9月期)	第 108 期 (当事業年度) (2023年 9月期)
受 注 高	4,051	5,694	4,327	10,439
売 上 高	5,025	4,320	4,670	5,865
経 常 利 益	149	188	99	167
当期純利益又は当期純損失 (△)	146	134	53	△33
1 株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	23.08円	21.17円	8.47円	△5.19円
総 資 産	4,429	4,622	5,446	5,525
純 資 産	2,376	2,480	2,499	2,421

(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第107期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第107期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 対処すべき課題

エネルギー業界は、引き続き、2050年のカーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向け、再生可能エネルギー導入の促進、電力生産地より電力需要（消費）地までの送電線網の強化が課題となっております。また、2024年4月に働き方改革関連法が施行されることによる労働環境の整備もエネルギー業界、建設業界の喫緊の課題となっております。

当社グループは、引き続き主力事業の強化を図るとともに、関連する分野への挑戦、お客様のニーズにお応えできる事業展開を図ってまいります。

そのために各部門の対処すべき課題は以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

① 送電事業部門

各送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した「高経年化設備更新ガイドライン」等に基づく設備保全対策、及び同機関が策定した「マスタープラン」に基づく広域連系整備計画の実施に向け、今後も多くの工事が想定されます。当社もこれまで以上に各送配電事業会社へ貢献できるように、人材確保に努めております。その中で、「働き方改革」に取り組み、労働環境の改善に努め「4週8休」の実現に向け、引き続き努めてまいります。また、全社一丸となって災害防止に取り組み、労働災害ゼロを目指しております。将来に向け、人材育成等技術継承と高度な技術水準を維持向上により競争力のある事業部門としてなお一層の努力を続けてまいります。

② 設備事業部門

国主導による「GX（グリーントランスフォーメーション）」が推し進められており、当社も再生エネルギー設備工事計画に注力し風力発電設備工事事業の特高変電所工事、また蓄電池事業工事への参画を目指し脱炭素化社会へ貢献できる事業を当社の主力事業とし、更なる事業強化を図っております。

そのために設計から施工までに一貫した提案型技術営業に注力し、事業拡大に努め、より強い企業として更なる成長に努めてまいります。

③ 建物管理・清掃事業部門

マンション管理事業につきましては、今後も全国的にマンションの高経年化はさらに進むと予想されており、維持管理業務に対する要望は多様化する一方、それに対応する人材の高齢化や人手不足に課題があると言えます。

当社はマンション管理の運営におけるデジタル化を推進し、管理組合及び運営代行者の負担軽減を目指します。また、今後も計画的な長期修繕及び設備改修の提案等、居住者の方へ充実したサービスの提供を行うための人材育成、仕組み作りなどを通じ、事業強化を図ってまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合	主要な事業内容
アムス・インターナショナル株式会社	親会社	28.26%	サブリース事業
徳原榮輔	—	14.12%	—
株式会社カンナリゾートヴィラ	—	4.71%	旅館業
ホテルズ株式会社	—	4.71%	旅館業
ハウス建装株式会社	—	4.71%	建設業
アムスホテル館山株式会社	—	4.71%	旅館業

- (注) 1.親会社等の議決権所有割合の計算は、2023年9月30日時点の自己株式63個を除いた総議決権数63,658個を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。
2.当社子会社である株式会社東京管理は、通常の商取引により親会社より建物維持管理を受託しております。

アムス・インターナショナル株式会社の所有する当社議決権の割合が28.26%、及び共同保有者である同社代表取締役を務める徳原榮輔氏の所有する当社議決権の割合が14.12%、徳原榮輔氏が代表取締役を務める株式会社カンナリゾートヴィラの所有する当社議決権の割合が4.71%、徳原榮輔氏の二親等内の親族が代表取締役を務めるホテルズ株式会社の所有する当社議決権の割合が4.71%、アムス・インターナショナル株式会社の100%出資会社のハウス建装株式会社が4.71%、同じく100%出資会社のアムスホテル館山株式会社が4.71%、合計で当社議決権の割合が61.24%となり、当社の親会社に該当することになります。

アムス・インターナショナル株式会社は、サブリース事業、不動産流通事業を営んでおります。なお、当社は同社との間に事業活動上の重要な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社は、次の5社であります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社東京管理	30百万円	100%	建物管理・清掃業
株式会社岩井工業所	40百万円	100%	電気工事業・電気通信工事業
ユウキ産業株式会社	10百万円	100%	建物管理・設備工事業
中央電気建設株式会社	20百万円	100%	電気工事業・電気通信工事業
株式会社電友社	20百万円	100%	電気工事業・電気通信工事業

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 株式会社電友社は、中央電気建設株式会社の100%子会社であり、当社が中央電気建設株式会社を通じて間接的に議決権を保有しております。

③ 重要な企業結合の成果

当社の企業集団は、上記②記載の連結子会社5社であります。当連結会計年度の売上高は80億7千4百万円（前連結会計年度比20.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7千6百万円（前連結会計年度比64.3%減）となりました。

(8) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

電気工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
鋼構造物工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
土木工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
とび・土工工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
建築工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
大工工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
石工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
屋根工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
タイル・レンガ・ブロック工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
内装仕上工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
電気通信工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
解体工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
管工事業	(国土交通大臣許可	特定-5	・第2837号)
塗装工事業	(国土交通大臣許可	一般-5	・第2837号)
消防施設工事業	(国土交通大臣許可	一般-5	・第2837号)
測量業	(国土交通大臣登録	(7) -19407号)	

建設業：株式会社 岩井工業所

電気工事業	(岡山県知事許可	特定-1	・第626号)
土木工事業	(岡山県知事許可	特定-1	・第626号)
とび・土工工事業	(岡山県知事許可	特定-1	・第626号)
電気通信工事業	(岡山県知事許可	一般-1	・第626号)

建設業：ユウキ産業株式会社

管工事業	(大阪府知事許可	一般-4	・第86132号)
------	----------	------	-----------

建設業：中央電気建設株式会社

電気工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
土木工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
とび・土工工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
石工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
鋼構造物工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
舗装工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
しゅんせつ工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
塗装工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
水道施設工事業	(国土交通大臣許可	特定-4	・第28799号)
電気通信工事業	(国土交通大臣許可	一般-4	・第28799号)

建設業：株式会社電友社

電気工事業	(徳島県知事許可	特定-3	・第1469号)
土木工事業	(徳島県知事許可	特定-3	・第1469号)
とび・土工工事業	(徳島県知事許可	特定-3	・第1469号)
石工事業	(徳島県知事許可	特定-3	・第1469号)

鋼構造物工事業 (徳島県知事許可 特定-3 ・第1469号)
 舗装工事業 (徳島県知事許可 特定-3 ・第1469号)
 しゅんせつ工事業 (徳島県知事許可 特定-3 ・第1469号)
 塗装工事業 (徳島県知事許可 特定-3 ・第1469号)
 水道施設工事業 (徳島県知事許可 特定-3 ・第1469号)
 電気通信工事業 (徳島県知事許可 一般-3 ・第1469号)

建物管理業：株式会社東京管理

マンション管理業者 (国土交通大臣 (5)第030385号)

消防設備業 (豊島消防署 第7号)

警備業 (東京都公安委員会認定 第30004327号)

(9) 主要な事業所 (2023年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

イ. 本社 (東京都豊島区)

ロ. 事業本部 東北送電事業本部 (宮城県仙台市)

ハ. 事業部 中部送電事業部 (愛知県名古屋市)

関西事業部 (大阪府大阪市)

ニ. 営業所 石巻営業所 (宮城県石巻市)

建設業：株式会社 岩井工業所

本社 (岡山県岡山市)

建設業：ユウキ産業株式会社

本社 (大阪府大阪市)

建設業：中央電気建設株式会社

本社 (徳島県三好市)

高松支社 (香川県高松市)

建設業：株式会社電友社

本社 (徳島県徳島市)

建物管理業：株式会社東京管理

本社 (東京都豊島区)

広島支社 (広島県広島市)

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数 (2023年9月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比
246名	増 2名

② 当社の従業員数（2023年9月30日現在）

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	129名	減5名	37.12才	8.22年
女 性	17	増1	40.47	7.18
合計又は平均	146	減4	37.54	8.09

(注) 平均年令、平均勤続年数は、常勤嘱託(12名)を含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2023年9月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高
三井住友信託銀行株式会社	400 百万円
株式会社日本政策金融公庫	284 百万円
株式会社香川銀行	147 百万円
株式会社千葉銀行	100 百万円
株式会社三井住友銀行	100 百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,500,000 株
 (2) 発行済株式の総数 6,375,284 株
 (3) 株 主 数 9,510 名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アムス・インターナショナル株式会社	1,799,500	28.25%
徳 原 榮 輔	899,200	14.11
アムスホテル館山株式会社	300,000	4.71
株式会社カンナリゾートヴィラ	300,000	4.71
ハウス建装株式会社	300,000	4.71
ホテルズ株式会社	300,000	4.71
阿 曾 康 弘	39,900	0.62
柴 田 克 之	36,000	0.56
N K K ス イ ッ チ ズ 株 式 会 社	31,400	0.49
齋 賀 裕 樹	31,000	0.48

(注) 表中の持株比率の計算は、2023年9月30日時点の自己株式数6,360株を除いた総株式数6,368,924株を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

名称	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の行使時の払込金	1株あたり774円
新株予約権の行使期間	2025年1月1日から2031年1月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 774円 資本組入額 387円
新株予約権の行使の条件	2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの期において営業利益が500百万円を超過した場合
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による承認を要する

名称	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の行使時の払込金	1株あたり723円
新株予約権の行使期間	2026年1月1日から2032年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 723円 資本組入額 362円
新株予約権の行使の条件	2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期において営業利益が600百万円を超過した場合
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は不可とする

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	加藤 慎 章	株式会社岩井工業所 代表取締役 ユウキ産業株式会社 代表取締役 中央電気建設株式会社 代表取締役 株式会社電友社 代表取締役
常務取締役	神原 範 昭	工事総括担当兼インフラ・ソリューション事業本部長 株式会社岩井工業所 取締役 中央電気建設株式会社 取締役 株式会社電友社 取締役
取 締 役	小島 康 壽	渉外・SDGs・脱炭素化推進担当
取 締 役	姫野 泰 光	渉外担当 ユウキ産業株式会社 取締役
取 締 役	日下 直	経営管理部長
取 締 役	上江 洲 剛	DX推進部長兼チーフ・カイゼン・オフィサー アムス・インターナショナル株式会社 代表取締役
取 締 役	若狭 正 幸	なし
取 締 役	黒川 弘 務	株式会社アートコミュニケーション 社外取締役 黒川経営管理コンサルティング合同会社 代表社員 三和不動産株式会社 社外取締役 フェニックス株式会社 社外取締役
常勤監査役	吉野 寛 記	株式会社東京管理 監査役 株式会社岩井工業所 監査役 ユウキ産業株式会社 監査役 アムス・インターナショナル株式会社 監査役
監 査 役	石原 毅	なし
監 査 役	小嶋 義 政	なし

- (注) 1. 2022年12月23日開催の第107期定時株主総会において監査役小嶋 義政氏が新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役佐野 洋二氏、高橋 昭夫氏は、2022年12月23日付で辞任いたしました。
3. 取締役若狭 正幸、黒川 弘務の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役石原 毅、小嶋 義政の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は取締役若狭 正幸氏、取締役黒川 弘務氏及び監査役石原 毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は、当該契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社役員を含む全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による任務懈怠につき悪意又は重大な過失がある場合の損害賠償金等については、補填の対象外としております。当社は、当該保険契約を1年ごとに更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役報酬については、金銭で支給する「基本報酬」のみで構成し、当社の経営理念である、「建設業界を通じて社会に貢献する企業を目指す」を實踐し、当社の持続的な企業価値向上を担う人材を確保するために適正な水準とします。

2. 役員報酬の内容

(基本報酬)

基本報酬については、株主総会で選任された時点での当社事業の実績及び見通し、各役員の担当する職務、責任、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切な水準の報酬額を決定するものとします。

(業績連動型報酬)

当社では定めておりません。

(株式報酬等の非金銭的報酬)

当社では定めておりません。

3. 報酬の交付時期

役員報酬は、年額を12等分し月例で支払うものとします。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社は取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定するとともに、その方針に基づき、報酬の限度額の範囲内で取締役会から授権を受けた代表取締役社長が決定するものとします。株主総会で承認された報酬の限度内で決定することにより、株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1993年12月22日開催の第78期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額1,700万円以内、監査役の報酬限度額を月額170万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役は10名、監査役は1名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度においては、2022年12月23日の取締役会において各取締役の報酬等の額についての決定が代表取締役社長加藤 慎章氏に一任されております。当該委任を行う理由は、取締役の業績を踏まえて、適時・適切な個人別報酬の内容を決定するためです。代表取締役は決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	46,141 (7,200)	46,141 (7,200)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,551 (4,101)	9,551 (4,101)	—	—	5 (4)

(注) 1.期末在籍の役員の人数は、取締役8名(社外取締役2名含む)及び監査役3名(社外監査役2名含む)であります。

2.期末在籍の使用者兼務取締役3名を含む当事業年度に在任していた使用者兼務取締役3名の用人給与額は18,000千円であり、上記一覧表の「報酬等の総額」には含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	若狭 正幸	なし
取締役	黒川 弘務	株式会社ブートコミュニケーション 社外取締役 黒川経営コンサルティング合同会社 代表社員 三和不動産株式会社 社外取締役 フェニックス株式会社 社外取締役
監査役	石原 毅	なし
監査役	小嶋 義政	なし

(注) 当社と株式会社ブートコミュニケーション、黒川経営コンサルティング合同会社、三和不動産株式会社、フェニックス株式会社とは事業上の取引はありません。

② 特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	若 狭 正 幸	当該事業年度開催取締役会14回全てに出席し、財務省に長年の間奉職された豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地から様々な提言、及び経営陣の監督を行っています。
取 締 役	黒 川 弘 務	当該事業年度開催取締役会14回全てに出席し、検察庁、法務省に長年の間奉職された豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地から様々な提言、及び経営陣の監督を行っています。
監 査 役	石 原 毅	当該事業年度開催取締役会14回全てに出席しております。また、当該事業年度開催監査役会5回全てに出席し、豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地からの発言を行っています。
監 査 役	小 嶋 義 政	社外監査役就任後に開催された取締役会11回、監査役会4回全てに出席し、豊富な経験と見識を活かし、社外役員として中立の見地からの発言を行っています。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 額	親会社等又は当該親会社等の子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	6名	11,301千円	－ 千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 19,900千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 | 19,900千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

- ③ 監査役会は会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、1992年に《経営理念》及び《行動規範》を制定し、企業活動の指針としております。この指針に基づいて取締役及び使用人一人一人が法令を遵守し、倫理観をもって行動することに努めておりますが、今後さらに徹底してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書規程」により、取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録及び稟議書など）を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。また常時これらを開覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を含むグループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理規程」の定めにより「リスク管理委員会」を設置し、リスクの未然防止、迅速に対応する体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を月1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要な項目について審議し、意思決定を行っております。また、事業部会議、部長会を定期的に開催し、各部門の目標達成に向け、具体策を討議及び立案のうえ実行しております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の管理及び指導を行うとともに、《経営理念》に基づき企業集団の業績向上、事業の発展を目指しております。

また、親会社との関係については、当社の経営に関する事項は社外を含む取締役及び監査役が出席する取締役会にて決議し方針を定め、独立性を担保して業務の適正を確保しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助する従業員の人事異動・懲戒処分には、監査役会の承認を得るものとしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は取締役会に監査役の出席を求め、報告しております。
- ② その他取締役から監査役に報告する事項が生じた場合は必要に応じて報告しております。
- ③ 子会社については、「関係会社管理規程」において監査役へ速やかに適切に報告する体制を構築しております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

当社では、「公益通報者保護規程」を定め、当社及び子会社の報告者等が不当な取扱いを受けることがない体制を確保しております。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(12) 反社会的勢力排除に対する取組

当社は、統括責任者を定め「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に対して不当要求に屈しない体制を構築しております。必要に応じて外部関係機関とも連携を図り、有効かつ迅速な対応を行ってまいります。

(13) 信頼性のある財務報告を確保するための体制

信頼性のある財務報告を確保するため「内部統制実施基準」を制定し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自らが評価し、不備については適時に是正する体制を構築しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上に掲げた内部統制システムに関して、以下の具体的な取組を行っております。

(1) 反社会的勢力排除に対する取組

当社は、反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特殊暴力防止対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。また、適宜反社会的勢力に対する情報を社内で共有しております。また、取引先を対象とする調査を適宜行い、基本契約又は覚書を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力防止条項を盛り込み、反社会的勢力の排除に努めております。

(2) 損失の危機の管理に対する取組

リスク委員会を定期的に開催し、リスクの見直し、分析、対応策の検討を行っております。

(3) 職務執行の適正性及び効率的に行われている事に対する取組

業務分掌規程の改定及び業務執行部門責任者の任命は、取締役会にて実施しており、組織の改廃等に応じて適宜実施しております。また、経営に係る重要な意思決定は、毎週行われる経営会議による審議を経て取締役会に付議しております。取締役8名のうち2名は社外取締役、監査役3名のうち2名は社外監査役で構成されており、社外取締役、社外監査役は取締役会に出席し、随時必要な意見の表明を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保されております。また、監査役3名は内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。

(4) コンプライアンスに対する取組

当社グループでは、入社時の社内研修や教育の機会を利用し、コンプライアンス教育を行い、法令及び社内規定を遵守するための取組を継続的に行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組

当社グループに関しては、適宜開催される会議において報告事項並びに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。

内部監査部門は、各業務執行部門及びグループ会社を定期的に監査し、その結果を代表取締役へ報告し、指摘事項の改善状況等を管理しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われる事に対する取組

監査役は原則毎月開催の取締役会に出席し、業務の意思決定並びに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査役監査を定期的に行っております。

監査役と内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。また、監査役から業務補助を行うスタッフの要請があった場合、職務執行の補助要員を配置します。

各監査役は、監査役業務補助スタッフへ直接指揮命令を行うことができます。また、当社及びグループ会社の役員、社員等（グループ各社の監査役を含む。以下同じ）は、当社の内部統制に関する事項について重要事項が生じた場合、担当窓口に対し報告するものとします。報告者に対しては、報告を理由とした不当な取扱いが行われないう「公益通報者保護規程」に従い運用いたします。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~  
(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部          |                  |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>          | <b>5,155,485</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,563,373</b> |
| 現金預金                 | 2,871,980        | 工事未払金            | 775,896          |
| 受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産 | 1,707,494        | 短期借入金            | 610,000          |
| 未成工事支出金等             | 167,860          | 1年内償還予定の社債       | 34,500           |
| 未収消費税等               | 314,441          | 1年内返済予定の長期借入金    | 305,153          |
| その他                  | 100,418          | 短期リース債務          | 20,318           |
| 貸倒引当金                | △6,709           | 未払法人税等           | 96,563           |
| <b>固定資産</b>          | <b>1,507,978</b> | 未払消費税等           | 36,805           |
| <b>有形固定資産</b>        | <b>1,263,102</b> | 契約負債             | 425,020          |
| 建物・構築物               | 172,056          | 賞与引当金            | 14,440           |
| 機械・運搬具               | 459,204          | 工事損失引当金          | 16,476           |
| 工具器具・備品              | 54,499           | 完成工事補償引当金        | 370              |
| 土地                   | 499,095          | その他              | 227,830          |
| リース資産                | 78,245           | <b>固定負債</b>      | <b>1,405,735</b> |
| <b>無形固定資産</b>        | <b>17,770</b>    | 社債               | 500,000          |
| のれん                  | 13,115           | 長期借入金            | 677,512          |
| その他                  | 4,654            | 長期リース債務          | 73,153           |
| <b>投資その他の資産</b>      | <b>227,105</b>   | 資産除去債務           | 38,101           |
| 投資有価証券               | 19,131           | 再評価に係る繰延税金負債     | 6,163            |
| 差入保証金                | 119,025          | 退職給付に係る負債        | 106,476          |
| 保険積立金                | 49,703           | その他              | 4,328            |
| 長期滞留債権               | 35,682           | <b>負債合計</b>      | <b>3,969,108</b> |
| 繰延税金資産               | 22,868           | <b>純資産の部</b>     |                  |
| その他                  | 16,376           | <b>株主資本</b>      | <b>2,876,862</b> |
| 貸倒引当金                | △35,682          | 資本金              | 989,669          |
| <b>繰延資産</b>          | <b>10,439</b>    | 資本剰余金            | 763,694          |
| 社債発行費                | 10,439           | 利益剰余金            | 1,125,516        |
|                      |                  | 自己株式             | △2,019           |
|                      |                  | その他の包括利益累計額      | △173,167         |
|                      |                  | その他有価証券評価差額金     | 2,997            |
|                      |                  | 土地再評価差額金         | △176,165         |
|                      |                  | <b>新株予約権</b>     | <b>1,100</b>     |
|                      |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>2,704,794</b> |
| <b>資産合計</b>          | <b>6,673,903</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>6,673,903</b> |

# 連結損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売 上 高           |           |           |
| 完成工事高           | 6,952,520 |           |
| 売電事業収入          | 28,823    |           |
| 不動産管理売上高        | 1,092,871 | 8,074,215 |
| 売 上 原 価         |           |           |
| 完成工事原価          | 5,803,471 |           |
| 売電事業原価          | 55,078    |           |
| 不動産管理売上原価       | 721,503   | 6,580,053 |
| 売 上 総 利 益       |           |           |
| 完成工事総利益         | 1,149,048 |           |
| 売電事業総損失(△)      | △26,254   |           |
| 不動産管理売上総利益      | 371,367   | 1,494,161 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 1,212,816 |
| 営業利益            |           | 281,345   |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息            | 157       |           |
| 受取配当金           | 609       |           |
| 受取返還金           | 14,003    |           |
| 助成金収入           | 1,559     |           |
| 受取地代            | 3,117     |           |
| 還付消費税           | 22,463    |           |
| その他             | 17,193    | 59,104    |
| 営業外費用           |           |           |
| 支払利息            | 20,605    |           |
| その他             | 6,884     | 27,490    |
| 経常利益            |           | 312,959   |
| 特 別 利 益         |           |           |
| 固定資産売却益         | 498       | 498       |
| 特 別 損 失         |           |           |
| 固定資産除却損         | 19        |           |
| 投資有価証券評価損       | 73,047    |           |
| 訴訟費用            | 73,638    |           |
| 創業100周年記念事業費用   | 6,832     |           |
| 子会社整理損          | 15,203    | 168,742   |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 144,715   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 81,981    |           |
| 法人税等調整額         | △13,302   | 68,679    |
| 当 期 純 利 益       |           | 76,035    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 76,035    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                     | 989,669 | 763,694 | 1,094,063 | △2,006  | 2,845,421 |
| 当 期 変 動 額                     |         |         |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |         | △44,582   |         | △44,582   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |         | 76,035    |         | 76,035    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |         |           | △12     | △12       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |         |           |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -       | -       | 31,453    | △12     | 31,440    |
| 当 期 末 残 高                     | 989,669 | 763,694 | 1,125,516 | △2,019  | 2,876,862 |

|                               | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|------------------|----------|-------------------|-------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額合計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                     | △222             | △176,165 | △176,387          | 1,100 | 2,670,133 |
| 当 期 変 動 額                     |                  |          |                   |       |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |          |                   |       | △44,582   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                  |          |                   |       | 76,035    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                  |          |                   |       | △12       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) | 3,220            |          | 3,220             |       | 3,220     |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 3,220            | -        | 3,220             | -     | 34,661    |
| 当 期 末 残 高                     | 2,997            | △176,165 | △173,167          | 1,100 | 2,704,794 |

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社東京管理、株式会社岩井工業所、ユウキ産業株式会社、中央電気建設株式会社、株式会社電友社

2023年10月1日を効力発生日として、連結子会社である中央電気建設株式会社を吸収合併存続会社、中央電気建設株式会社の子会社であった株式会社電友社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、中央電気建設株式会社を株式会社DCラインに商号変更しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

##### (ロ) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。

|        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 主な耐用年数 | 建物・構築物  | 9年～47年 |
|        | 機械・運搬具  | 2年～8年  |
|        | 工具器具・備品 | 2年～15年 |

### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

### (ハ) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (ロ) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (ハ) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

### (ニ) 完成工事補償引当金

完成引渡済工事に係る契約不適合の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して算定した見積補償額を計上しております。

## ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降10年以内でその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループは、電気工事の請負を主要な事業としており、顧客との工事契約に基づき、工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

③ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 追加情報

(法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理)

当社及び連結子会社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、前連結会計年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより、当連結会計年度から単体納税制度に移行しております。そのため、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)第33項及び第69項の取り扱いにより、当連結会計年度から単体納税制度を適用するものとして、前連結会計年度末以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|       |             |
|-------|-------------|
| 完成工事高 | 5,744,596千円 |
|-------|-------------|

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合(原価比例法)に基づいて行っております。工事原価総額は、工事契約ごとに策定した実行予算に基づき算定しております。実行予算は、作成時点で入手可能な情報に基づき、作業内容や原材料価格等について仮定し策定しておりますが、工事契約の変更や仕様変更、工事着手後の状況の変化等、一定の不確実性が伴います。工事の進捗等に伴い継続して実行予算の見直しを行っておりますが、実際の工事原価総額と異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 22,868千円 |
|--------|----------|

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の計上にあたり、事業計画や一時差異の解消スケジュール等を基に将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社グループは当該回収可能性の判断は合理的であると判断しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 土 | 地 | 207,358千円 |
| 建 | 物 | 1,188千円   |
| 計 |   | 208,546千円 |

#### ② 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 100,000千円 |
| 計     | 100,000千円 |

### (2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|            |             |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 2,300,000千円 |
| 借入実行残高     | 610,000千円   |
| 差引額        | 1,690,000千円 |

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,738,440千円

### (4) 顧客との契約から生じた受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 受取手形      | 10,366千円  |
| 完成工事未収入金等 | 705,687千円 |
| 契約資産      | 991,440千円 |

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年9月30日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△62,974千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 助成金収入

雇用開発助成金等であります。

(2) 固定資産売却益の内訳

|         |       |
|---------|-------|
| 機械・運搬具  | 497千円 |
| 工具器具・備品 | 0千円   |
| 計       | 498千円 |

(3) 固定資産除却損の内訳

|         |      |
|---------|------|
| 建物・構築物  | 19千円 |
| 機械・運搬具  | 0千円  |
| 工具器具・備品 | 0千円  |
| 計       | 19千円 |

(4) 投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券の一部(非上場株式3銘柄)について、実質価額が著しく低下し、回復する見込みがないと判断したため、投資有価証券評価損を計上しております。

(5) 訴訟費用

当社は、工事請負代金の支払いを求める訴訟を提起されておりましたが、2023年8月3日付にて、当社に対し55,604千円の支払いを命じる判決が確定したため、遅延損害金18,034千円と合わせて73,638千円を訴訟費用として特別損失に計上しております。

(6) 子会社整理損

当連結会計年度において、当社の子会社であるGi2 Partners Sdn. Bhd.の整理に伴う費用として子会社整理損を計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類        | 普通株式       |
|--------------|------------|
| 当連結会計年度期首株式数 | 6,375,284株 |
| 当連結会計年度増加数   | 一株         |
| 当連結会計年度減少数   | 一株         |
| 当連結会計年度末株式数  | 6,375,284株 |

(2) 新株予約権に関する事項

| 区分 | 内訳                     | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (千株) |    |    |          | 当連結会計年度末残高 (千円) |
|----|------------------------|------------|----------------|----|----|----------|-----------------|
|    |                        |            | 当連結会計年度期首      | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |                 |
| 当社 | ストック・オプションとしての第2回新株予約権 |            |                | —  |    | 900      |                 |
|    | ストック・オプションとしての第3回新株予約権 |            |                | —  |    | 200      |                 |
|    | 合計                     |            |                | —  |    | 1,100    |                 |

### (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2022年12月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 44,582         | 7.00                | 2022年9月30日 | 2022年12月26日 |

### (4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2023年12月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 31,844         | 5.00                | 2023年9月30日 | 2023年12月27日 |

(注) 2023年12月26日開催予定の定時株主総会において、上記議案を付議いたします。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余剰資金は原則として流動性が高く安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行からの借入及び社債により調達する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。

営業債務である工事未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注1）を参照ください。）。

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------|--------------------|------------|------------|
| ①現金預金                 | 2,871,980          | 2,871,980  | —          |
| ②受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産 | 1,707,494          | 1,707,494  | —          |
| ③未収消費税等               | 314,441            | 314,441    | —          |
| ④投資有価証券<br>其他有価証券     | 12,181             | 12,181     | —          |
| 資産計                   | 4,906,098          | 4,906,098  | —          |
| ①工事未払金                | 775,896            | 775,896    | —          |
| ②短期借入金                | 610,000            | 610,000    | —          |
| ③社債（※1）               | 534,500            | 528,196    | △6,303     |
| ④長期借入金（※2）            | 982,665            | 981,556    | △1,108     |
| ⑤リース債務                | 93,471             | 93,482     | 10         |
| ⑥未払法人税等               | 96,563             | 96,563     | —          |
| ⑦未払消費税等               | 36,805             | 36,805     | —          |
| 負債計                   | 3,129,901          | 3,122,501  | △7,401     |

（※1）1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）市場価格のない株式等は、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 6,949          |

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額（単位：千円）

|                      | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------------------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金預金                 | 2,871,980 | —           | —            | —    |
| 受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産 | 1,707,494 | —           | —            | —    |
| 合計                   | 4,579,475 | —           | —            | —    |

## (注3) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超     |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 短期借入金 | 610,000 | —           | —           | —           | —           | —       |
| 社債    | 34,500  | —           | —           | —           | 300,000     | 200,000 |
| 長期借入金 | 305,153 | 272,487     | 187,560     | 98,518      | 50,712      | 68,235  |
| リース債務 | 20,318  | 19,939      | 19,081      | 17,725      | 9,338       | 7,068   |
| 合計    | 969,971 | 292,426     | 206,641     | 116,243     | 360,050     | 275,303 |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分           | 時価 (千円) |      |      |        |
|--------------|---------|------|------|--------|
|              | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |      |      |        |
| その他有価証券      |         |      |      |        |
| 株式           | 12,181  | —    | —    | 12,181 |
| 資産計          | 12,181  | —    | —    | 12,181 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |           |      |           |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 社債    | —       | 528,196   | —    | 528,196   |
| 長期借入金 | —       | 981,556   | —    | 981,556   |
| リース債務 | —       | 93,482    | —    | 93,482    |
| 負債計   | —       | 1,603,236 | —    | 1,603,236 |

・有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・社債

社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取組を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 9.収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |              |           | その他<br>(注) | 合計        |
|---------------|-----------|--------------|-----------|------------|-----------|
|               | 電気<br>工事業 | 建物管理<br>・清掃業 | 計         |            |           |
| 得意先別内訳        |           |              |           |            |           |
| 民間            | 2,779,584 | 1,092,871    | 3,872,455 | —          | 3,872,455 |
| 官公庁           | 1,650     | —            | 1,650     | —          | 1,650     |
| 電力会社          | 4,171,285 | —            | 4,171,285 | 28,823     | 4,200,109 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,952,520 | 1,092,871    | 8,045,391 | 28,823     | 8,074,215 |
| 外部顧客への売上高     | 6,952,520 | 1,092,871    | 8,045,391 | 28,823     | 8,074,215 |
| 収益認識の時期       |           |              |           |            |           |
| 一時点           | 1,207,923 | 1,092,871    | 2,300,794 | —          | 2,300,794 |
| 一定の期間         | 5,744,596 | —            | 5,744,596 | 28,823     | 5,773,420 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,952,520 | 1,092,871    | 8,045,391 | 28,823     | 8,074,215 |
| 外部顧客への売上高     | 6,952,520 | 1,092,871    | 8,045,391 | 28,823     | 8,074,215 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、売電事業を含んでおります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 727,956   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 705,687   |
| 契約資産（期首残高）          | 1,081,580 |
| 契約資産（期末残高）          | 991,440   |
| 契約負債（期首残高）          | 188,436   |
| 契約負債（期末残高）          | 425,020   |

契約資産は当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で完成工事未収入金に振り替えられます。契約負債は財またはサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は188,436千円であります。

過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は10,131,884千円であり、当該取引価格は最長で5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 424円51銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 11円94銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益        | 76,035千円 |
| 普通株主に帰属しない金額           | 一千円      |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 76,035千円 |
| 普通株式の期中平均株式数           | 6,368千株  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

2023年7月6日開催の取締役会の決議に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である中央電気建設株式会社及び株式会社電友社について、以下のとおり中央電気建設株式会社を存続会社とする吸収合併及び商号変更をいたしました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

吸収合併存続会社

|         |            |
|---------|------------|
| 結合企業の名称 | 中央電気建設株式会社 |
| 事業の内容   | 電気工事業      |

吸収合併消滅会社

|          |         |
|----------|---------|
| 被結合企業の名称 | 株式会社電友社 |
| 事業の内容    | 電気工事業   |

#### (2) 企業結合日

2023年10月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

中央電気建設株式会社を存続会社、株式会社電友社を消滅会社とする吸収合併

#### (4) 結合後企業の名称

株式会社DCライン

#### (5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

## 12. その他の注記

### (1) スtock・オプション等関係

#### ① 連結計算書類への影響額

連結計算書類への影響はありません。

#### ② スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

##### (イ) スtock・オプションの内容

|                            | 第 2 回 新 株 予 約 権          | 第 3 回 新 株 予 約 権           |
|----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 会社名                        | 当社                       | 当社                        |
| 決議年月日                      | 2020年12月23日              | 2022年2月8日                 |
| 付与対象者の区分及び人数               | 当社取締役1名                  | 当社取締役1名                   |
| 株式の種類別のStock・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 300,000 株           | 普通株式 200,000 株            |
| 付与日                        | 2021年1月8日                | 2022年3月1日                 |
| 権利確定条件                     | (注) 2                    | (注) 2                     |
| 対象勤務期間                     | 定めておりません。                | 定めておりません。                 |
| 権利行使期間                     | 自2025年1月1日<br>至2031年1月7日 | 自2026年1月1日<br>至2032年2月28日 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、第2回新株予約権は2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの期において営業利益が5億円を超過、第3回新株予約権は2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期において営業利益が6億円を超過した場合、本新株予約権を当該営業利益の水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書) における営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権による株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(ロ) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

|                 | 第 2 回 新 株 予 約 権  | 第 3 回 新 株 予 約 権 |
|-----------------|------------------|-----------------|
| 会社名             | 当社               | 当社              |
| 決議年月日           | 2020 年 12 月 23 日 | 2022 年 2 月 8 日  |
| 権利確定前 (株)       |                  |                 |
| 前 連 結 会 計 年 度 末 | 300,000          | 200,000         |
| 付与              | —                | —               |
| 失効              | —                | —               |
| 権利確定            | —                | —               |
| 未確定残            | 300,000          | 200,000         |
| 権利確定後 (株)       |                  |                 |
| 前 連 結 会 計 年 度 末 | —                | —               |
| 権利確定            | —                | —               |
| 権利行使            | —                | —               |
| 失効              | —                | —               |
| 未行使残            | —                | —               |

㊦ 単価情報

|                    | 第 2 回 新 株 予 約 権  | 第 3 回 新 株 予 約 権 |
|--------------------|------------------|-----------------|
| 会社名                | 当社               | 当社              |
| 決議年月日              | 2020 年 12 月 23 日 | 2022 年 2 月 8 日  |
| 権利行使価格 (円)         | 774              | 723             |
| 行使時平均株価 (円)        | —                | —               |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | 579              | 295             |

③ スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(2) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備の廃棄費用について、資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

太陽光発電設備の使用見込み期間を取得から17年と見積り、割引率は0.328%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度末における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 期首残高            | 37,976千円       |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | —千円            |
| 時の経過による調整額      | 124千円          |
| <hr/> 期末残高      | <hr/> 38,101千円 |

# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部          |                  |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>          | <b>3,400,689</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,025,164</b> |
| 現金預金                 | 1,539,929        | 工事未払金            | 599,019          |
| 受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産 | 1,411,607        | 短期借入金            | 610,000          |
| 未成工事支出金等             | 108,409          | 1年内返済予定の長期借入金    | 224,448          |
| 未収消費税等               | 314,441          | 短期リース債務          | 15,277           |
| 未収入金                 | 4,517            | 未払費用             | 3,070            |
| その他                  | 27,253           | 未払法人税等           | 54,246           |
| 貸倒引当金                | △5,469           | 契約負債             | 414,828          |
| <b>固定資産</b>          | <b>2,114,842</b> | 預り金              | 24,324           |
| <b>有形固定資産</b>        | <b>986,737</b>   | 賞与引当金            | 14,440           |
| 建物・構築物               | 62,305           | 工事損失引当金          | 16,476           |
| 機械・運搬具               | 441,136          | 完成工事補償引当金        | 370              |
| 工具器具・備品              | 48,072           | その他              | 48,663           |
| 土地                   | 369,409          | <b>固定負債</b>      | <b>1,079,389</b> |
| リース資産                | 65,812           | 社債               | 500,000          |
| <b>無形固定資産</b>        | <b>2,306</b>     | 長期借入金            | 407,972          |
| 電話加入権                | 437              | 長期リース債務          | 64,442           |
| ソフトウェア               | 1,869            | 退職給付引当金          | 62,249           |
| <b>投資その他の資産</b>      | <b>1,125,798</b> | 資産除去債務           | 38,101           |
| 投資有価証券               | 6,949            | 再評価に係る繰延税金負債     | 6,163            |
| 関係会社株式               | 1,013,425        | その他              | 460              |
| 差入保証金                | 79,654           | <b>負債合計</b>      | <b>3,104,554</b> |
| 長期滞留債権               | 32,923           | <b>純資産の部</b>     |                  |
| 繰延税金資産               | 17,013           | <b>株主資本</b>      | <b>2,596,481</b> |
| その他                  | 8,755            | 資本金              | 989,669          |
| 貸倒引当金                | △32,923          | 資本剰余金            | 763,694          |
| <b>繰延資産</b>          | <b>10,439</b>    | 資本準備金            | 247,417          |
| 社債発行費                | 10,439           | その他資本剰余金         | 516,277          |
|                      |                  | <b>利益剰余金</b>     | <b>845,136</b>   |
|                      |                  | その他利益剰余金         | 845,136          |
|                      |                  | 繰越利益剰余金          | 845,136          |
|                      |                  | <b>自己株式</b>      | <b>△2,019</b>    |
|                      |                  | 評価・換算差額等         | △176,165         |
|                      |                  | 土地再評価差額金         | △176,165         |
|                      |                  | 新株予約権            | 1,100            |
|                      |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>2,421,416</b> |
| <b>資産合計</b>          | <b>5,525,971</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>5,525,971</b> |

# 損 益 計 算 書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       |           |
|---------------|-----------|-----------|
| 売 上 高         |           |           |
| 完成工事高         | 5,836,808 |           |
| 売電事業収入        | 28,823    | 5,865,632 |
| 売 上 原 価       |           |           |
| 完成工事原価        | 5,023,612 |           |
| 売電事業原価        | 55,078    | 5,078,691 |
| 売 上 総 利 益     |           |           |
| 完成工事総利益       | 813,196   |           |
| 売電事業総損失(△)    | △26,254   | 786,941   |
| 販売費及び一般管理費    |           | 603,676   |
| 営 業 利 益       |           | 183,265   |
| 営 業 外 収 益     |           |           |
| 受取利息配当金       | 33        |           |
| 助成金収入         | 1,306     |           |
| 受取地代          | 3,117     |           |
| その他の          | 3,135     | 7,592     |
| 営 業 外 費 用     |           |           |
| 支払利息          | 18,035    |           |
| 社債発行費償却       | 1,815     |           |
| その他の          | 3,257     | 23,108    |
| 経 常 利 益       |           | 167,749   |
| 特 別 利 益       |           |           |
| 固定資産売却益       | 0         | 0         |
| 特 別 損 失       |           |           |
| 固定資産除却損       | 0         |           |
| 投資有価証券評価損     | 73,047    |           |
| 子会社整理損        | 15,203    |           |
| 創業100周年記念事業費用 | 6,832     |           |
| 訴訟費用          | 73,638    | 168,722   |
| 税引前当期純損失      |           | △972      |
| 法人税、住民税及び事業税  | 44,215    |           |
| 法人税等調整額       | △12,125   | 32,089    |
| 当 期 純 損 失     |           | △33,062   |

## 株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |                |              |                                    |        |                |
|-------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|------------------------------------|--------|----------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利益剰余金                              | 自己株式   | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                               |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 |        |                |
| 当 期 首 残 高                     | 989,669 | 247,417   | 516,277        | 763,694      | 922,781                            | △2,006 | 2,674,139      |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |                |              |                                    |        |                |
| 剰余金の配当                        |         |           |                |              | △44,582                            |        | △44,582        |
| 当 期 純 損 失                     |         |           |                |              | △33,062                            |        | △33,062        |
| 自己株式の取得                       |         |           |                |              |                                    | △12    | △12            |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額 (純 額) |         |           |                |              |                                    |        |                |
| 当期変動額合計                       | —       | —         | —              | —            | △77,644                            | △12    | △77,657        |
| 当 期 末 残 高                     | 989,669 | 247,417   | 516,277        | 763,694      | 845,136                            | △2,019 | 2,596,481      |

|                               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------|------------|-------|-----------|
|                               | 土地再評価差額金        | 評価・換算差額等合計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                     | △176,165        | △176,165   | 1,100 | 2,499,074 |
| 当 期 変 動 額                     |                 |            |       |           |
| 剰余金の配当                        |                 |            |       | △44,582   |
| 当 期 純 損 失                     |                 |            |       | △33,062   |
| 自己株式の取得                       |                 |            |       | △12       |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額 (純 額) |                 |            |       |           |
| 当期変動額合計                       | —               | —          | —     | △77,657   |
| 当 期 末 残 高                     | △176,165        | △176,165   | 1,100 | 2,421,416 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。

|        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 主な耐用年数 | 建物・構築物  | 9年～47年 |
|        | 機械・運搬具  | 2年～8年  |
|        | 工具器具・備品 | 2年～15年 |

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

#### ③ リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成引渡済工事に係る契約不適合の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して算定した見積補償額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、電気工事の請負を主要な事業としており、顧客との工事契約に基づき、工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（原価比例法）に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### 3. 追加情報

(法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理)

当社及び連結子会社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、前事業年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより、当事業年度から単体納税制度に移行しております。そのため、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)第33項及び第69項の取り扱いにより、当事業年度から単体納税制度を適用するものとして、前事業年度末以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務による収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高

5,222,373千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合(原価比例法)に基づいて行っております。工事原価総額は、工事契約ごとに策定した実行予算に基づき算定しております。実行予算は、作成時点で入手可能な情報に基づき、作業内容や原材料価格等について仮定し策定しておりますが、工事契約の変更や仕様変更、工事着手後の状況の変化等、一定の不確実性が伴います。工事の進捗等に伴い継続して実行予算の見直しを行っておりますが、実際の工事原価総額と異なった場合、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

17,013千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の計上にあたり、事業計画や一時差異の解消スケジュール等を基に将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社は当該回収可能性の判断は合理的であると判断していますが、課税所得が生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 土地 | 207,358千円 |
| 建物 | 1,188千円   |
| 計  | 208,546千円 |

#### ② 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 100,000千円 |
| 計     | 100,000千円 |

### (2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|            |             |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 2,100,000千円 |
| 借入実行残高     | 610,000千円   |
| 差引額        | 1,490,000千円 |

### (3) 関係会社に対する金銭債権・債務

|        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 682千円 |
| 短期金銭債務 | 156千円 |

### (4) 有形固定資産の減価償却累計額

1,033,842千円

### (5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年9月30日

再評価を行った土地の当期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△62,974千円

## 6. 損益計算書に関する注記

- |                                                                                                                               |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 関係会社との営業取引による取引高                                                                                                          | 3,818千円 |
| (2) 関係会社との営業取引以外による取引高                                                                                                        | 2,400千円 |
| (3) 助成金収入                                                                                                                     |         |
| 雇用開発助成金等であります。                                                                                                                |         |
| (4) 固定資産売却益の内訳                                                                                                                |         |
| 工具器具・備品                                                                                                                       | 0千円     |
| (5) 固定資産除却損の内訳                                                                                                                |         |
| 工具器具・備品                                                                                                                       | 0千円     |
| (4) 投資有価証券評価損                                                                                                                 |         |
| 当社が保有する投資有価証券（非上場株式3銘柄）について、実質価額が著しく低下し、回復する見込みがないと判断したため、投資有価証券評価損を計上しております。                                                 |         |
| (5) 訴訟費用                                                                                                                      |         |
| 当社は、工事請負代金の支払いを求める訴訟を提起されておりましたが、2023年8月3日付にて、当社に対し55,604千円の支払いを命じる判決が確定したため、遅延損害金18,034千円と合わせて73,638千円を訴訟費用として特別損失に計上しております。 |         |
| (6) 子会社整理損                                                                                                                    |         |
| 当事業年度において、当社の子会社であるGi2 Partners Sdn. Bhd.の整理に伴う費用として子会社整理損を計上しております。                                                          |         |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

|            |        |
|------------|--------|
| 株式の種類      | 普通株式   |
| 当事業年度期首株式数 | 6,341株 |
| 当事業年度増加数   | 19株    |
| 当事業年度減少数   | 一株     |
| 当事業年度末株式数  | 6,360株 |

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 繰延税金資産          |                         |
| 賞与引当金           | 4,418 千円                |
| 貸倒引当金           | 11,747 千円               |
| 退職給付引当金         | 19,048 千円               |
| 繰越欠損金           | 6,387 千円                |
| 工事損失引当金         | 5,041 千円                |
| 関係会社株式評価損       | 72,369 千円               |
| 投資有価証券評価損       | 22,352 千円               |
| 資産除去債務          | 11,658 千円               |
| その他             | 8,725 千円                |
| 小計              | <u>161,750 千円</u>       |
| 評価性引当額          | 135,901 千円              |
| 繰延税金資産合計        | <u>25,849 千円</u>        |
| 繰延税金負債          |                         |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | <u>△8,836 千円</u>        |
| 繰延税金負債合計        | <u>△8,836 千円</u>        |
| 繰延税金資産の純額       | <u><u>17,013 千円</u></u> |

再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

|                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 再評価に係る繰延税金資産    |                         |
| 土地再評価差額金        | 58,164 千円               |
| 評価性引当額          | <u>△58,164 千円</u>       |
| 再評価に係る繰延税金資産合計  | — 千円                    |
| 再評価に係る繰延税金負債    |                         |
| 土地再評価差額金        | <u>△6,163 千円</u>        |
| 再評価に係る繰延税金負債合計  | <u>△6,163 千円</u>        |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | <u><u>△6,163 千円</u></u> |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

| 属性  | 会社等の名称             | 住所         | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は 職業 | 議<br>等<br>有<br>所<br>割 | 決<br>の<br>(<br>被<br>)<br>合 | 関係内容<br>事業上の<br>関係 | 取引の内容 | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目   | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-----|--------------------|------------|--------------------------|----------------|-----------------------|----------------------------|--------------------|-------|------------------|------|------------------|
|     |                    |            |                          |                |                       |                            |                    |       |                  |      |                  |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>東 京 管 理 | 東京都<br>豊島区 | 30,000                   | 建物<br>管理業      | 所有<br>直接100%          |                            | 業務の委託<br>清掃の委託     | 業務の委託 | 2,400            | 未収入金 | 220              |
|     |                    |            |                          |                |                       |                            |                    | 清掃の委託 | 664              | 未払金  | 156              |

(注)1 記載金額には、債権債務に係る金額については消費税等が含まれ、損益に係る金額については消費税等は含まれておりません。

- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等  
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 380円02銭  
(2) 1株当たり当期純損失金額 △5円19銭

(注)1 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 当期純損失        | △33,062千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一千円       |
| 普通株式に係る当期純損失 | △33,062千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 6,368千株   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 12. その他の注記

(ストックオプション等関係)

連結注記表「その他の注記（ストック・オプション等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要  
太陽光発電設備の廃棄費用について、資産除去債務を計上しております。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法  
太陽光発電設備の使用見込み期間を取得から17年と見積り、割引率は0.328%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 37,976千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 一千円      |
| 時の経過による調整額      | 124千円    |
| 期末残高            | 38,101千円 |

(退職給付会計関係)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び確定給付年金制度を採用しているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

退職一時金制度は、年俸制度を適用していない従業員に対するものであります。

当社は確定給付型制度として、東京都電設工業厚生年金基金に加入していましたが、2015年10月1日付で厚生労働大臣から将来分の代行返上の認可を受け、2018年4月1日付で東京都電設工業企業年金基金に移行しております。同基金は、複数事業主制度に係る総合設立型の制度であり、自社の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に要拠出額を費用処理しております。

なお、当社は、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

① 制度全体の積立状況に関する事項（2023年3月31日現在）

|                |              |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額         | 69,957,938千円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 76,959,555千円 |
| 差引額            | △7,001,616千円 |

② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

0.7%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,043,188千円及び剰余金4,041,571千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年元利均等償却であり、当社は、当事業年度の計算書類上、特別掛金12,536千円を費用処理しております。なお、上記②の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

なお、当社が加入している東京都電設工業厚生年金基金は、2015年10月1日付で厚生労働大臣から将来分の代行返上の許可を受けており、最低責任準備金のうち1,000億円を前納しております。

過去分については2018年4月1日付で返上の許可を受け、同日付で東京都電設工業企業年金基金に移行しております。当基金の移行による追加負担額の発生は見込んでおりません。

(2) 退職給付債務に関する事項

|         |          |
|---------|----------|
| 退職給付債務  | 62,249千円 |
| 退職給付引当金 | 62,249千円 |

(3) 退職給付費用に関する事項

|                   |          |
|-------------------|----------|
| (ア) 勤務費用          | 7,412千円  |
| (イ) 企業年金基金に係る要拠出額 | 16,366千円 |
| (ウ) 確定拠出年金に係る要拠出額 | 3,763千円  |
| 退職給付費用            | 27,543千円 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社 E T S ホールディングス  
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本 良治  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯田 一紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ETSホールディングスの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ETSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任はその他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社 E T S ホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本 良治  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯田 一紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ETSホールディングスの2022年10月1日から2023年9月30日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任はその他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月28日

株式会社 E T S ホールディングス 監査役会

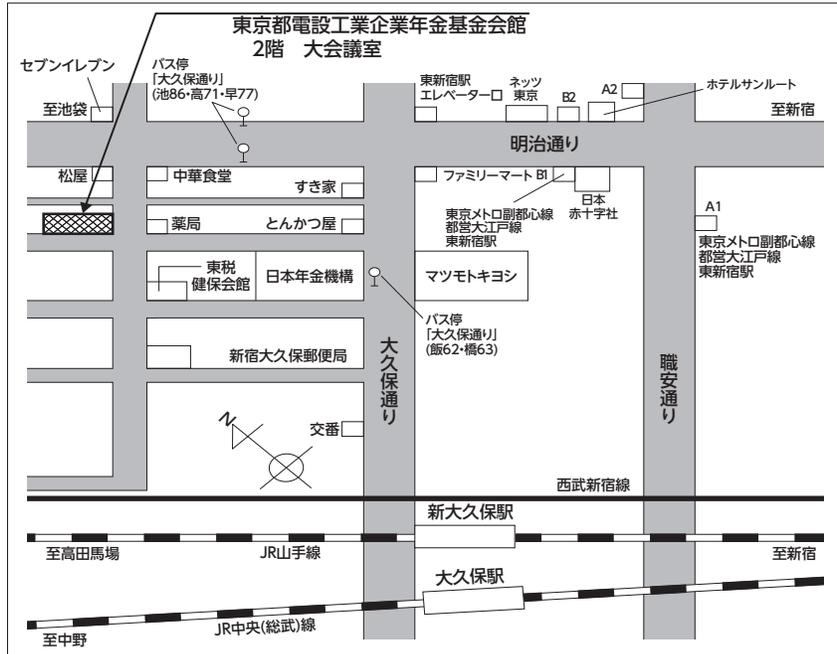
常勤監査役 吉 野 寛 記  
社外監査役 石 原 毅  
社外監査役 小 嶋 義 政

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号

東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室



## 交 通

- JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分  
都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩10分 (A1・A2)  
東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分 (B1・B2・エレベーター)  
※A・Bは地下で通じております。
- 都バス：池86 (渋谷駅東口⇄池袋駅東口) 大久保通り下車、徒歩1分  
早77 (新宿駅西口⇄早稻田) 大久保通り下車、徒歩1分  
高71 (高田馬場⇄九段下) 大久保通り下車、徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。